

消防局不当要求行為等防止対策連絡会設置要綱

(設置)

第1条 不当要求行為等防止対策協議会設置要綱第5条の規定に基づき、消防局の事務事業に対する不当要求行為及び暴力的行為（以下「不当要求行為等」という。）の防止対策に係る事項について検討し、防止施策を実施するため、消防局不当要求行為等防止対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 連絡会は、次の事項について協議等を行う。

- (1) 不当要求行為等の発生に対する予防策及び対応策について
- (2) 不当要求行為等に対する職員の意識の向上について
- (3) 不当要求行為等の情報の交換について
- (4) その他必要な事項について

(委員長等)

第3条 連絡会の委員長は、局長とし、副委員長は、総務部長とする。

2 委員は、別表のとおりとする。

(会議)

第4条 連絡会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(その他必要な事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関する事項その他必要な事項については、委員長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	消防局長
副委員長	総務部長
委員	警防部長
	予防部長
	総務部担当部長・庶務課長事務取扱
	人事課長
	企画担当課長
	施設装備課長
	警防部担当部長・警防課長事務取扱
	警防部担当部長
	救急課長
	指令課長
	航空隊長
	予防部担当部長・予防課長事務取扱
	査察課長
	保安課長
	臨港消防署長
	川崎消防署長
	幸消防署長
	中原消防署長
	高津消防署長
	宮前消防署長
多摩消防署長	
麻生消防署長	